

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人の地域生活を支えるためのネットワークの構築、あるいは支援体制の整備について検討するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者自立支援法では「地域自立支援協議会」が定められています。

葉山町では、平成20年3月に葉山町自立支援協議会を設置し、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議してきました。葉山町においては社会資源が充分とは言えない現状がありますが、今後は、葉山町自立支援協議会において個別・具体的な支援方法に関し協議・検討を積み重ねながら、少ない社会資源を埋めるための施策の検討、あるいは社会資源を充実させるための方法等、関係機関で連携して検討していくことが求められます。

【構成メンバー】

障害者団体の代表者、指定相談支援事業者の職員、障害福祉サービス提供事業所の職員、地域福祉関係者（民生委員、社会福祉協議会の職員等）、保健、医療、教育または雇用関係者、関係行政機関の職員など、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

【協議事項】

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等の実施
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します)
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発と改善等に関すること
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の実施に関すること
- (6) その他町が必要と認める事項に関すること

葉山町自立支援協議会組織体系



相談支援の作業委員会は平成20年度に立ち上げています（太枠）。

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

(4) 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。